

# 環境保全型農業直接支払交付金 長崎県 最終評価報告書

## 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

本県では、平成6年3月に「長崎県環境保全型農業推進基本方針」を策定し、現行の農業技術の評価したうえで、有機物等による土づくりを基礎として化学肥料や化学合成農薬等に過度に頼らず、より効果的にこれらを使用しながら、収量・品質の水準を低下させずに環境負荷の軽減を図っていく、普遍的に実践可能な農業を推進することとしている。

有機農業の推進については、「長崎県有機農業推進計画」(平成22年7月策定) 本県における有機農業の推進に必要な基本的な考え方や、具体的な施策の展開方向等を以下のとおり整理し推進を図っている。なお、本計画は令和4年3月に策定した「長崎県みどりの食料システム戦略ビジョン」に統合し、基本的な考え方等について、引き継がれている。

生産対策：安定的な品質や収量の確保のため、有機農業を指導する指導員の育成や技術の開発・普及

流通・販売対策：有機農業者ネットワーク構築、流通販売関係者との意見交換実施等

県民への理解や関心の増進対策：有機農産物を消費者に十分説明できる人材の育成、各種媒体を活用した啓発活動

また、第3期ながさき農林業・農山村活性化計画(令和3年3月策定)において、有機・特別栽培の取組面積を令和7年度までに2,100haとすることを目標としている。

## 取組の実施状況

### 1 支援対象取組の実績

項 目		R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 実績	
実施市町村数		16	16	16	15	
実施件数		66	69	71	76	
交付額計(千円)		115,514	118,760	120,035	122,013	
実施面積計(ha)		1,571	1,583	1,586	1,586	
取組別実績	有機農業	実施件数	15	15	18	20
		実施面積(ha)	106	113	129	137
		交付額(千円)	12,964	13,728	15,936	16,900
	堆肥の施用	実施件数	10	10	9	10
		実施面積(ha)	288	306	302	273
		交付額(千円)	12,671	13,456	13,305	12,001
	カバークロープ	実施件数	10	12	9	8
		実施面積(ha)	170	77	75	46
		交付額(千円)	10,201	4,591	4,483	2,767
	リビングマルチ	実施件数	0	0	0	0
		実施面積(ha)	0	0	0	0
		交付額(千円)	0	0	0	0

草生栽培	実施件数	1	1	1	1
	実施面積 (ha)	2	2	2	2
	交付額 (千円)	111	111	111	111
不耕起播種	実施件数	0	0	0	0
	実施面積 (ha)	0	0	0	0
	交付額 (千円)	0	0	0	0
長期中干し	実施件数	0	0	0	0
	実施面積 (ha)	0	0	0	0
	交付額 (千円)	0	0	0	0
秋耕	実施件数	0	0	0	0
	実施面積 (ha)	0	0	0	0
	交付額 (千円)	0	0	0	0
地域特認取組 総合病害虫・雑草管理 (IPM)	実施件数	52	56	55	58
	実施面積 (ha)	1,003	1,085	1,076	1,127
	交付額 (千円)	79,475	86,782	86,109	90,114
地域特認取組 敷草用半自然草地の育成管理	実施件数	1	1	1	1
	実施面積 (ha)	1	1	1	1
	交付額 (千円)	92	92	92	92
地域特認取組 草生栽培	実施件数	0	0	0	0
	実施面積 (ha)	0	0	0	0
	交付額 (千円)	0	0	0	0

## 2 推進活動の実施件数

推進活動	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 実績
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動				
技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	14	14	13	18
実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	3	6	3	2
先駆的農業者等による技術指導	3	6	3	2
自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	25	22	20	23
ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	0	1	0	0
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動				
地域住民との交流会 (田植えや収穫等の農作業体験等) の開催	4	7	7	5
土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	6	7	7	7
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動				
耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	0	2	4	3
中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	7	16	27	29
農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	3	2	1	1

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合				
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	9	7	1	2

### 3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10アール当たりの施用量	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

総合病害虫・雑草管理(IPM)	取組の概要	利用可能なすべての防除技術を経済性を考慮しつつ検討し、病害虫・雑草の発生増加を抑えるための適切な手法を総合的に実施する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	水稻、麦類、大豆、露地野菜、施設野菜、果樹、茶、そば
	10アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	8,000円 (うち、そば 2,800円)
敷草用半自然草地の育成管理	取組の概要	雑種地等の敷草用半自然草地を育成管理し、そこで刈り取った草を茶園の敷草とする取組
	対象地域	県全域
	対象作物	茶
	10アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	8,000円

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容

## 環境保全効果等の効果

### 1 地球温暖化防止効果

長崎県内で実施されている取組のうち、有機農業、カバークロップ、堆肥の施用、草生栽培、敷草用半自然草地の育成管理は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価において、温室効果ガスの削減が確認されている。

これらの取組は県内で令和5年度に459haで実施されており、年間905.4トンのCO<sub>2</sub>削減効果がある。換算すると、エアコン約2,414台が年間に排出するCO<sub>2</sub>に相当し、地球温暖化防止に貢献していると言える。

参考 令和5年度温室効果ガスの削減量

対象取組の種類	調査件数	単位当たり温室効果ガス削減量 (tCO <sub>2</sub> /ha/年)	実施面積(ha) R5年度実績	温室ガス削減量 (tCO <sub>2</sub> /年)
有機農業	20	1.04	137	142.48
カバークロップ	8	2.14	46	98.44
堆肥の施用	10	2.42	273	660.66
草生植物	2	1.22	2	2.44
半自然草地育成	1	1.33	1	1.33
合計	41		459	905.35

### 2 生物多様性保全効果

長崎県内で実施されている取組のうち、有機農業及び総合的病害虫・雑草管理(IPM)は国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価において、生物多様性保全効果が高いという結果が示されている。

これらの取組は県内で令和5年度に1,264haで実施されており、令和2年度と比較して154ha増加している。本県では、IPMの取組を広く推進していることから、面的広がりも期待でき、生物多様性保全に寄与していると言える。

### 3 その他の効果

県内の有機農業者等で構成される長崎県有機農業推進ネットワークは、「長崎県オーガニックマルシェ」を開催し、有機農業で生産された農産物・加工品などをPRしている。

生産者や加工品販売業者との交流の場を設け、県内で取り組まれている環境にやさしい農業への理解と関心を促し、新たな繋がりを生み出すことで、県内消費の拡大等グリーン農業の振興に寄与している。

## 事業の評価及び今後の方針

### 事業の評価

第2期においては、有機農業、総合病害虫・雑草管理（IPM）の取組面積が増加傾向にある一方で、堆肥の施用、カバークロップの取組面積が減少しているため、令和5年度の取組面積計は令和2年度と比較し微増となった。

環境保全型農業の取組面積を拡大し、あわせて第3期ながさき農林業・農山村活性化計画における有機・特別栽培の取組面積目標を達成するための課題としては、以下が挙げられる。

学術的・公的技術を蓄積して、安定した収量・品質を確保するための技術を農業者に対し周知していくこと。（慣行栽培等と比べて、除草等、人力での作業に多くの労力が必要であり、気象変動により年によっては大きな減収になるリスクがあるため。）

取引先を確保し、有利販売につなげること。（生産の労力に見合うような販売を行えるようにするため。）

環境保全型農業の実施を望む新規就農者に対して、適切な指導等を受けることのできる環境を整えること。

### 今後の方針

国のみどりの食料システム戦略を踏まえ、環境保全型農業取組拡大の意識が高まっている中で、有機・特別栽培をすでに実施している農業者に本交付金の周知を行い、生産・経営安定の一助としてもらうとともに、新規に環境保全型農業を取り組む意向のある農業者に対し、今後さらに本交付金の推進を図っていく。

#### 【個別の取組について】

##### ○カバークロップ及び堆肥の施用

- ・両取組ともに地球温暖化防止効果が高く、今後とも推進する。
- ・カバークロップについては、地球温暖化防止効果が高いことに加え、窒素負荷低減効果や土壌の圃場外流出防止効果による閉鎖系水域や地下水の水質保全も期待できることから、堆肥の施用や地域特認取組からの誘導も行う。

##### ○有機農業

- ・地球温暖化防止効果、生物多様性保全効果ともに高く、今後も取組を推進する。
- ・生産者の手間が掛かる割りに販売単価に反映できない等の問題もあることから、本交付金の周知を行っていくとともに、実需者、消費者とのマッチングの場を提供する等販売面への支援対策等も併せて実施していく。

##### ○総合病害虫・雑草管理（IPM）

- ・生物多様性保全効果だけでなく、薬剤抵抗性病害虫の防除対策としても必要な取組であり、今後も当県の地域特認取組として推進する。

##### ○敷草栽培・草生栽培

- ・地球温暖化防止効果が期待できる取組であり、当県の地域特認取組として各地域の推進作物や栽培体系を考慮し、選択する形で取組を推進する。

